

武蔵村山市行政手続条例新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>○武蔵村山市行政手続条例</p> <p style="text-align: right;">平成 9 年 武蔵村山市条例第 1 1 号</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）</p> <p>第 2 章 申請に対する処分（第 5 条—第 1 1 条）</p> <p>第 3 章 不利益処分</p> <p>    第 1 節 通則（第 1 2 条—第 1 4 条）</p> <p>    第 2 節 聴聞（第 1 5 条—第 2 6 条）</p> <p>    第 3 節 弁明の機会の付与（第 2 7 条—第 2 9 条）</p> <p><b>第 4 章 行政指導（第 3 0 条—第 3 4 条の 2）</b></p> <p><b>第 4 章の 2 処分等の求め（第 3 4 条の 3）</b></p> <p>第 5 章 届出（第 3 5 条）</p> <p>第 6 章 補則（第 3 6 条）</p> <p>附則</p> <p>第 1 条及び第 2 条 略</p> <p>（適用除外）</p> <p>第 3 条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<b>第 4 章の 2</b>までの規定は、適用しない。</p> <p>(1) 議会の議決を経て、又はその同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分</p> <p>(2) 地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて徴税吏員（他の法令に基づいて当該職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導</p> <p>(3) 学校において、教育の目的を達成するために、生徒若しくは児童又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導</p>	<p>○武蔵村山市行政手続条例</p> <p style="text-align: right;">平成 9 年 武蔵村山市条例第 1 1 号</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）</p> <p>第 2 章 申請に対する処分（第 5 条—第 1 1 条）</p> <p>第 3 章 不利益処分</p> <p>    第 1 節 通則（第 1 2 条—第 1 4 条）</p> <p>    第 2 節 聴聞（第 1 5 条—第 2 6 条）</p> <p>    第 3 節 弁明の機会の付与（第 2 7 条—第 2 9 条）</p> <p><b>第 4 章 行政指導（第 3 0 条—第 3 4 条）</b></p> <p>第 5 章 届出（第 3 5 条）</p> <p>第 6 章 補則（第 3 6 条）</p> <p>附則</p> <p>第 1 条及び第 2 条 略</p> <p>（適用除外）</p> <p>第 3 条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<b>第 4 章</b>までの規定は、適用しない。</p> <p>(1) 議会の議決を経て、又はその同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分</p> <p>(2) 地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて徴税吏員（他の法令に基づいて当該職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導</p> <p>(3) 学校において、教育の目的を達成するために、生徒若しくは児童又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>(4) 保育所又は学童クラブにおいて、保育又は学童クラブの目的を達成するために、児童又はその保護者に対してされる行政指導</p> <p>(5) 市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員に該当する職員をいう。以下同じ。）又は市の職員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導</p> <p>(6) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分</p> <p>(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令又は条例等の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を<b>名宛人</b>とするものに限る。）及び行政指導</p> <p>(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に<b>関わる</b>事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(9) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導</p> <p>(10) 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分</p> <p>(11) 前号に規定する処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において条例等に基づいてされる処分及び行政指導</p> <p>(12) 補助金等（武蔵村山市補助金等交付規則（昭和48年武蔵村山市規則第21号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付に関する処分</p> <p>第4条から第32条まで略</p> <p>（行政指導の方式）</p> <p>第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。</p> <p><b>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認</b></p>	<p>(4) 保育所又は学童クラブにおいて、保育又は学童クラブの目的を達成するために、児童又はその保護者に対してされる行政指導</p> <p>(5) 市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員に該当する職員をいう。以下同じ。）又は市の職員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導</p> <p>(6) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分</p> <p>(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令又は条例等の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を<b>名あて人</b>とするものに限る。）及び行政指導</p> <p>(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に<b>かかわる</b>事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(9) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導</p> <p>(10) 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分</p> <p>(11) 前号に規定する処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において条例等に基づいてされる処分及び行政指導</p> <p>(12) 補助金等（武蔵村山市補助金等交付規則（昭和48年武蔵村山市規則第21号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付に関する処分</p> <p>第4条から第32条まで略</p> <p>（行政指導の方式）</p> <p>第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p><u>可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項</u></p> <p><u>(2) 前号の条項に規定する要件</u></p> <p><u>(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由</u></p> <p><b>3</b> 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から<b>前2項</b>に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p> <p><b>4</b> 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの</p> <p>(2) 既に文書（前項の書面を含む。）<u>又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）</u>によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの</p> <p>第34条 略</p> <p><u>（行政指導の中止等の求め）</u></p> <p><b>第34条の2 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置を採ることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てなされたものであるときは、この限りではない。</b></p> <p><b>2</b> 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</p> <p>(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</p>	<p>2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から<b>前項</b>に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p> <p><b>3</b> 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの</p> <p>(2) 既に文書（前項の書面を含む。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの</p> <p>第34条 略</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>(2) <u>当該行政指導の内容</u></p> <p>(3) <u>当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項</u></p> <p>(4) <u>前号の条項に規定する要件</u></p> <p>(5) <u>当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由</u></p> <p>(6) <u>その他参考となる事項</u></p> <p>3 <u>当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置を採らなければならない。</u></p> <p>第4章の2 <u>処分等の求め</u></p> <p>第34条の3 <u>何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</u></p> <p>(2) <u>法令又は条例等に違反する事実の内容</u></p> <p>(3) <u>当該処分又は行政指導の内容</u></p> <p>(4) <u>当該処分又は行政指導の根拠となる法令又は条例等の条項</u></p> <p>(5) <u>当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由</u></p> <p>(6) <u>その他参考となる事項</u></p> <p>3 <u>当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。</u></p> <p>第35条及び第36条 略</p> <p>附 則</p>	<p>第35条及び第36条 略</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（武蔵村山市税賦課徴収条例等の一部改正）</u></p> <p>2 <u>次に掲げる条例の規定中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。</u></p> <p><u>(1) 武蔵村山市税賦課徴収条例（昭和26年村山村条例第10号）第4条第2項</u></p> <p><u>(2) 武蔵村山市都市計画税条例（昭和39年村山町条例第32号）第7条第2項</u></p> <p><u>(3) 武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和34年村山町条例第20号）第23条第2項</u></p>	